

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」 制定から10年を迎えて



消防庁地域防災室長 志賀 真幸

1 はじめに

平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「法」という。）が制定されてから、10年を迎えました。法は、第1条において、災害の激甚化・頻発化や人口減少・少子高齢化の進展といった厳しい社会経済情勢に対応していくべく、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることにより、住民の安全を確保するとの命題を謳っています。その上で、

消防団を将来にわたって欠くことのできない存在と位置づけ、その抜本的な強化を図るため、処遇や装備の改善などを含め、必要な措置を講ずることを求めています。また、地域における防災体制の強化に向けては、住民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化が必要であるとし、あらゆる主体が適切な役割分担の下で相互に連携協力する体制の構築を求めているところです。

本稿では、あらためて法の要請やその趣旨を受け止めつつ、制定から10年間の地域防災分野

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」制定後の施策動向

年度	消防団関係	自主防災組織等関係
H25	<ul style="list-style-type: none"> 充実強化対策本部の設置 消防団の教育訓練等に関する検討会 総務大臣感謝状贈呈の開始 「消防団の装備の基準」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 充実強化対策本部の設置 災害伝承10年プロジェクト（～R4）
H26	<ul style="list-style-type: none"> 学生消防団活動認証制度の普及開始 消防団員退職報償金の引上げ 総務大臣書簡発出（経済団体等宛） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災リーダー育成事業（～H28）
H27	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力充実強化大会開催 女性や若者をはじめとする消防団加入促進モデル事業（～H29） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力充実強化大会開催
H28		<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等の充実強化方策に関する検討会
H29	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の確保方策等に関する検討会 準中型自動車免許の新設に伴う対応（H30より地方財政措置開始） 大規模災害団員制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業（～R1）
H30	<ul style="list-style-type: none"> 消防団設備整備費補助金の創設 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業（～R3） 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会（～R1）
R2	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員のマイカー共済開始 消防団員の処遇等に関する検討会（～R3） 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業（～R3） 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業（～R4） 自主防災組織の連絡協議会の設立支援事業（～R4） 自主防災組織等のリーダー育成支援事業
R3	<ul style="list-style-type: none"> 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定 	
R4	<ul style="list-style-type: none"> 消防団の力向上モデル事業 	
R5	<ul style="list-style-type: none"> 消防団災害対応高度化推進事業（消防団員へのドローン講習） 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等活性化推進事業 防災意識向上プロジェクト

資料1 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」制定後の主な施策動向

の足跡を振り返りながら、関連施策の動向に言及させていただくこととします。

2 法制定を受けた新規施策等

法の制定を契機として、その要請を受けた制度改正や新規施策の創設が多数行われました。資料1に年表形式で概要をまとめたところですが、ここでは、そのうち主なものを紹介します。

(1) 消防団員の処遇改善

法第13条は、国及び地方公共団体において、消防団員の年額報酬・出勤手当・退職報奨金等について、適切な改善を図ることを求めています。

これを受け、平成26年には、消防団員が退職時に支給される退職報奨金について、全階級一律5万円の引上げを行いました。また、年額報酬及び出勤手当についても、平成27年度において無報酬団体を解消するとともに、令和2年度からの有識者会議の開催を経て、令和4年度以降の見直しの方向性を示したところです。具体的には、団員階級の年額報酬については36,500円、災害に関する出勤報酬（従来の出勤手当を改め新たに出勤報酬を創設）については8,000円を標準額と定めるとともに、報酬の支給方法について、活動記録等に基づいて団員個人に直接支給することとしました。あわせて、見直しを実効性あるものとするため、団員報酬に係る地方財政措置の充実を図りました。これらの取組により、令和5年4月1日時点では、8割を超える団体が上記を達成するに至っております。

(2) 事業者等との連携

消防団員減少の構造的な課題として、団員に占める被用者の割合が高まっていることが挙げられます。法第11条は、事業者に対し、従業員の消防団への加入や消防団活動の円滑化について協力を要請しています。

従来も、多数の消防団員を輩出している日本郵便株式会社や全国農業協同組合等との連携を図ってきたところですが、平成27年2月から3月にかけて、日本経済団体連合会等の経済団体

に対し、初めて大臣書簡による協力要請を行いました。その後も、機会を捉えて関係業界に対し協力を呼びかけているところです。

(3) 消防団の装備等の充実

法第14条は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善を図ることを求めています。東日本大震災等の経験を踏まえれば、従来の消火活動にとどまらず、大規模災害時における救助活動や避難誘導等への対応を視野に入れる必要があるとの教訓が背景にあります。

これを受け、平成26年2月に「消防団の装備の基準」を改正し、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等を盛り込むとともに、平成30年度には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（その後「5か年加速化対策」に継承）の一環として、消防団設備整備費補助金を創設し、現場のニーズを踏まえつつ、補助対象資器材の充実を図っているところです。

(4) 地域防災体制の強化

法は、第5条において、住民の防災活動への積極的な参加について、第6条において、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体等の相互の連携協力について、第17条において、地域における防災に関する指導者の確保等について規定するなど、地域防災体制の強化についても重きを置いています。

平成27年度から、地域の防災体制を担う主体が一堂に会し、地域防災力の充実強化の重要性を共有するとともに、各界各層の連携を深めることを目的として、「地域防災力充実強化大会」を開催しています。また、平成29年度から、女性防火クラブや少年消防クラブ等も含めた自主防災組織等の活性化に向けて、災害対応訓練や防災教育の実施、担い手確保等の取組を支援する補助事業を実施するとともに、令和2年度から、総務省消防庁において作成した教材を活用し、自主防災組織等のリーダーの養成を支援する事業を実施しています。

3 関連施策の展開とその影響

法制定の効果は、「2 法制定を受けた新規施策等」で紹介した新規施策等にとどまらず、既存の施策の充実にもつながっています。資料2は、こうした施策の効果を示す指標について、平成25年度と令和5年度の状況を比較したものです。

(1) 団員数等

団員数については、全体として減少が続く中において、女性団員・学生団員・機能別団員が増加しています。女性団員については、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度（令和8年度）末までに5%とする当面の目標を掲げて入団促進を図っており、女性団員の活躍は、消防団が時代に応じた組織環境づくりを進めていく上でも、大きな意義を持つものと考えています。また、志を持った学生団員の入団は、消防団の将来にとって非

常に心強いものです。大学と連携した学園祭での入団促進など、各地で様々な取組事例が出てきており、今後力を入れていただきたいテーマです。総務省消防庁においても、女性や若者のさらなる入団促進に向けたマニュアルの作成を予定しています。

近年、直接的に消防団員数の確保に最も貢献しているのが、機能別団員・分団制度です（資料3）。これは、すべての消防団活動に参加する基本団員を補完する制度として、平成17年1月に全国市町村に導入を呼びかけたものであり、市町村が定めるところにより、入団時に決めた特定の活動・役割に絞って消防団に入団できるものです。これにより、従来であれば消防団に加入しなかったであろう幅広い層からの入団が期待できます。具体的な機能は市町村において自由に設定可能ですが、導入実例として多いのは、大規模災害時のみ活動する、広報・啓発のみ活動するといった機能別団員・分団で

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」 制定後10年間の状況変化（H25とR5の比較）

	H25※1	R5※2	増減
消防団員数	868,872	762,670	▲106,202
うち女性団員数	20,785	27,954	7,169
うち学生団員数	2,417	6,562	4,145
うち機能別団員数	11,201	34,690	23,489
被用者である消防団員が占める割合（%）	71.9	72.8	0.9
年額報酬36,500円以上市町村数	492(R2)	1,479	987
年額報酬の直接支給市町村数	720(R2)	1,506	786
消防団協力事業所表示制度導入市町村数	978	1,358	380
市町村消防団協力事業所数	9,513	18,672	9,159
学生消防団活動認証制度導入市町村数	—	382	—
消防団用ドローン配備数（航空用）	—	137	—
消防団用アプリケーション導入市町村数	—	115	—
自主防災組織構成員数	40,370,357	45,392,203	5,021,846
自主防災組織活動力パー率（%）	77.9	84.7	6.8
女性防火クラブ員数	1,432,672	1,052,518	▲380,154
少年消防クラブ員数	420,553	388,512	▲32,041

※1 H25数値に関しては、H25.4.1現在（年額報酬に関する数値はR2.4.1現在、少年消防クラブ員数はH25.5.1現在。）。

※2 R5数値に関しては、消防団はR5.4.1現在。自主防災組織構成員数・女性防火クラブ員数はR4.4.1現在、少年消防クラブ員数はR4.5.1現在。

資料2 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」制定後10年間の状況変化（H25とR5の比較）

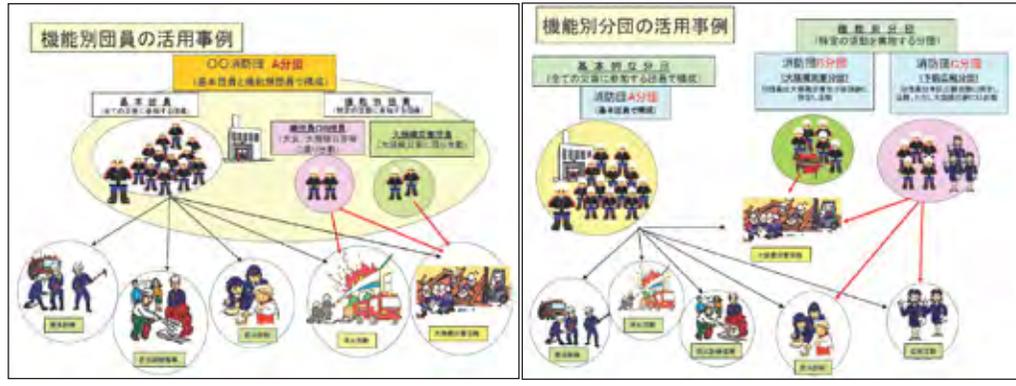
機能別団員・機能別分団

● 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用（R5.4.1現在 705市町村が導入済）。

＜平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請＞

- 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）
- ・基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
 - ・消防職員・団員OB、被雇用者、女性等が担い手となることが今後も想定される

- 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）
- ・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
 - ・機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団



資料3 機能別団員・機能別分団

す。近年では、消防団の活動の幅を広げる、バイク隊やドローン隊などの新しい形態も目にとまります。人口減少下において消防団の機能を確保していくため、機能別団員・分団制度のウエイトは今後も高まっていくと考えられます。現在、総務省消防庁において、有効と考えられる機能別団員・分団事例について調査を行っており、内容を整理の上、全国に共有する予定です。設定している機能別のメニューが、地域防災力を確保する観点から十分なものとなっているか、各団体における検証の参考としていただきたいと思います。一方で、機能を限定した団員を多く抱えていく中で、大規模災害時の対応力にも常に留意する必要があることは、併せて申し添えておきます。

(2) 事業者等との連携

2(2)の事業者等との連携を進めるための具体的な施策として、「消防団協力事業所表示制度」（資料4）の普及促進に努めています。消防団員を一定数輩出するなど、消防団活動に

協力的な事業所を市町村が認定する仕組みであり、組織的な団員確保が期待できるとともに、事業所にとっても社会貢献や危機管理等の観点からのメリットがあると考えられます。令和5年4月1日時点で、1,358の市町村がこの制度を導入しており、事業所の努力が報われないことがないよう、すべての市町村において制度導入が望まれます。さらに、都道府県や制度導入市町村においては、貸付利率の優遇や入札時の加点、表彰など、認定事業所に対する独自の支援策を設ける動きも進んでおり、さらなる取組の拡大が期待されるところです。

(3) DXの推進

近年は、消防団活動におけるDX推進の動きも目立ってきています。デジタルツールの活用は、作業の効率化・省力化だけでなく、消防団の機能を強化することにもつながります。中山間地域等における災害の状況を把握するにあたり、ドローンが有効に活用される事例が増えてきている他、平時の事務処理の円滑化ととも

消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜ 市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること） ＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク（シルバーマーク）⇒



＜ 総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと） ＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること（最低5人以上）
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク（ゴールドマーク）⇒



※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 776事業所

自治体による支援策の実施状況

（都道府県 30団体）

①金融 6県

- ・県制度融資信用保証料割引（宮城、福島、山梨、三重）
- ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野）
- ・中小企業制度融資（山梨、鳥取）

②入札 25府県

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- （青森、宮城、山形、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、京都、鳥取、広島、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎）

③その他 19県

- ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜）
- ・表彰制度（宮城、秋田、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎）
- ・都道府県主催防災士養成講座の受講（愛媛）
- ・広報誌広告掲載料の免除
- ・消防器の無償提供
- ・防災ラジオの無償貸与

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移

（令和5年4月1日現在）



（市町村 428団体）

①入札 278市町村

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など

②その他 173市町村

- ・消防団協力事業所報償金制度
- ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
- ・表彰制度
- ・広報誌広告掲載料の免除
- ・消防器の無償提供
- ・防災ラジオの無償貸与

資料4 消防団協力事業所表示制度

消防団の力向上モデル事業の概要

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、様々な分野の事業を支援し、地方公共団体の先進的な取組を促す。
- 各取組をモデル事業として、全国へ横展開を図る。

消防団の力向上モデル事業の例

全額国費（1事業上限額：500万円）

○ 消防団DXの推進



消防団アプリの導入



車両動態表示装置の導入

○ 免許等取得環境の整備



準中型免許等の取得環境整備



ドローン操縦技能習得支援

○ 災害現場で役立つ訓練の普及



資機材取扱訓練



山火事想定訓練

○ 企業・大学等と連携した消防団加入促進



プロスポーツチームと連携した加入促進



大学祭での加入促進

○ 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



子連れ巡回活動



子供連れでの広報活動

資料5 消防団の力向上モデル事業の概要

自主防災組織等活性化推進事業の概要

- 近年、災害が多発化、激甚化している中、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、**自主防災組織等の活性化が不可欠**となっている。
- また、自主防災組織の活性化は、**幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成に繋がる**など、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待される。
- そこで、地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を国費により強力に推進する「**自主防災組織等活性化推進事業**」を実施し、**地域全体の防災力の向上**を目指す。また、国費により支援する事業については、全国に横展開を図る。

自主防災組織等活性化推進事業のイメージ

全額国費（1事業200万円まで）

- 自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保



自主防災組織の立ち上げ支援



少年消防クラブの立ち上げ支援
- 防災教育・啓発事業



災害等体験学習



先進事例研修
- 災害対応訓練・計画策定



避難訓練



避難所運営訓練



応急手当訓練



地域の防災計画策定

資料6 自主防災組織等活性化推進事業の概要

に、災害時の情報共有や連携強化といった効果を目的として、消防団活動を支えるアプリケーションの導入も進んでいます。

(4) 総合的な取組の推進

消防団や自主防災組織等の組織・活動の充実を図る観点から、総務省消防庁においては、こうした取組に要する経費を対象とした補助事業を実施しています（資料5・6）。また、補助事業等を通じて優良事例を把握し、全国に共有していくこととしており、各団体におかれては、これらを活用しながらさらなる取組の充実を図っていただきたいと思ひます。

4 終わりに

以上述べてきたように、法の制定を契機として、地域防災力の充実強化に向けた取組が進められ、一定の成果を挙げてきました。しかし、我々が目を背けることができないのは、これだけの施策をつぎ進んでもなお、消防団員数が10年間で10万人以上減少しているという事実で

す。もちろん、単純に総数だけで議論することがすべてではなく、背景には、人口減少という国家的な課題がありますが、厳しい情勢の中にあっても、地域の防災力を確保するために必要な機能は維持されなければなりません。

この状況に対応していくためには、これまで講じてきた施策も含め、あらゆる手段を尽くす必要があることは言うまでもありません。若者や女性が消防団に魅力を感じるためには、世代間ギャップやジェンダーギャップといった、制度的な対応が難しい課題にも取り組んでいく必要があるでしょう。消防団の働き方改革を進めることも重要です。また、あらためて法の趣旨を受け止めたときに、地域防災力を構成する主体間の連携強化は依然として大きな課題です。総務省消防庁としても、各地域においてこうした課題に地に足がついたアプローチができるよう、必要な情報提供を行うとともに、今後の施策展開を考えてまいります。